

## 名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業 企画提案募集要項

### 1 目的

名古屋市では、職場研修の実施が困難な小規模介護事業所の新規介護従事者のうち介護に関する資格を保有していない方及び介護職に復職した方に対し、実践的な介護技術の研修を実施することにより、新規介護従事者及び介護職復職者の抱える不安の解消及び能力の向上を促し、介護人材の確保及び職場への定着支援を行うための職員研修を実施します。事業の実施にあたり、より質の高い効果的な研修を実施することを目的として、研修の企画及び実施・運営に関する企画提案を提案型公募（プロポーザル方式）により募集するものです。

### 2 事業内容

#### (1) 名称

名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修

#### (2) 日程

平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 25 日まで

#### (3) 研修区分

- ア 介護従事者としての知識や心構え
- イ 身体介護を中心とした介護技術の実技

#### (4) 業務内容

- ア 研修企画（研修プログラムの作成・日程及び会場の設定等）
- イ 研修準備（開催要領の作成・受講者の募集及び決定等）
- ウ 研修実施（研修資料の作成・研修日当日の運営等）
- エ 研修評価（受講者アンケートの集計等）
- オ その他事業実施において、名古屋市が指示すること

なお、詳細については、「名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業業務仕様書」を参照してください。

### 3 委託期間

契約締結日から平成 29 年 3 月 31 日まで

### 4 応募資格

次の要件を全て満たす法人格を有する団体及びこれに準ずる団体（以下「法人等」といいます。）が応募できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号）その他関係法令を遵守できること。

- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく、排除措置(以下「排除措置」という。)の期間がない者であること。
- (5) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者(本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者)であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 中小企業等共同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとする者であること。
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税並びに固定資産税を滞納していないこと。
- (10) 名古屋市内に事務所又は事業所(営業所、学校等を含む。)を有すること。(本部機能の有無は問わない。)
- (11) 高齢者福祉及び人材育成分野における研修及び教育に関する業務に携わった実績を有すること。
- (12) 本委託業務を履行することができるとともに、本市との円滑な連絡調整を図ることができる体制が整備されていること。

## 5 応募手続き

### (1) 担当部署

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課(名古屋市役所本庁舎2階)

電話 052-972-3487 FAX 052-972-4147

メールアドレス e-mail : a3487@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

### (2) 提出書類等の入手方法

提出書類等については、平成28年4月12日(火)から5月13日(金)の午前9時から午後5時(午後0時から1時までを除く)まで、5(1)の担当部署にて配布します。

### (3) 提出書類

ア 応募申請書(様式1)

イ 法人等の概要(様式2)

ウ 登記簿謄本

エ 納税証明書等

法人税、消費税及び地方消費税、法人市町村民税並びに固定資産税に係る直近2ヵ年分の納税証明書の原本(滞納がないことの証明書でも可)

※課税されていない場合及び該当しない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）

オ 財務諸表(損益計算書及び貸借対照表)

カ 経費積算書（任意様式）

本事業に係る全ての経費について積算してください。また、人件費、報償費、会場借上料等、経費の内訳を明記してください。（消費税等を含みます。）

キ 研修又は教育に関する業務実績調書（様式3-1及び様式3-2）

ク 企画提案書（様式4）

(4) 提出部数

1 部

(5) 提出方法

提出書類一式を5（1）の担当部署あて提出してください。

提出は、持参によるものとし、郵送によるものは認めません。なお、訪問日時は必ず事前に電話にて連絡してください。

(6) 提出期限

平成28年5月13日（金） 午後5時まで

提出期限後に到着した企画提案書等は無効とします。

## 6 企画提案募集要項、仕様書等に対する質問及び回答

企画提案募集要項等に関する質問については、下記のとおり受け付けます。

(1) 受付方法

質問書（様式5）により5（1）の担当部署あて電子メール又はファクシミリで提出してください。電話による質問は一切受け付けません。

未着等の事故を防ぐため電子メール又はファクシミリ送信後、電話でその旨をご連絡ください。

(2) 受付期限

平成28年4月12日（火）から平成28年4月21日（木） 午後5時まで

(3) 回答方法

質問書に対する回答については、応募書類を交付した方全員に電子メール又はファクシミリで回答するとともに、名古屋市ホームページの調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表します。（回答予定日は、4月28日（木）を予定しています。）

(4) 留意事項

仕様の補足等が掲載されることもありますので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認してください。

## 7 審査方法及び契約候補者の選定

(1) 審査方法

応募資格を有すると認められた応募者については、名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業受託法人評価委員（以下「評価委員」といいます。）において、提出いただいた企画提案書等に基づき、プレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションへの出席者は5人以内とし、提案内容の説明及び質疑応答の時間は1者あたり30分程度（説明時間15分、質疑15分程度）を予定しています。

なお、選定評価基準については、別紙「評価基準」を参照してください。

## (2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行います。

イ 合計得点が満点の5割に満たない評価を受けた提案者は、契約候補者となることができません。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続きを行うものとします。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとしますが、審査の結果、満点の5割に満たない評価であった場合は、契約候補者として選定しません。

オ 本要項に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しません。この場合、通知を受けた法人等は、次のように無資格理由について説明を求めることができます。

（ア）通知を受けた法人等は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に書面（様式は自由。）により説明を求める事ができます。

（イ）（ア）に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた法人等に対し、書面で行います。

## 8 審査結果の通知・公表

全提案者の順位等は、選定委員会開催後、企画提案書を提出したすべての応募者に対し郵送で速やかに通知するとともに、名古屋市ホームページの調達情報サービスの「随意契約の内容の公表」において公表します。

## 9 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 8の通知を受けた提案者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができます。

(2) 書面は持参して提出してください。

(3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

ア 受付場所 5（1）に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（午後0時から1時までを除く）

(4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた提案者に対して書面で行います。

(5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けません。

## 10 委託契約

名古屋市と受託予定法人は、双方協議の上、名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業業務委託契約を締結します。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約）

## 11 契約保証金

受託予定法人は、契約にあたって契約保証金の納付義務があります。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除します。

## 12 委託料

- (1) 委託料として、事業に必要とする金額の提案を求めます。なお、契約金額については、本市業務委託契約限度額の範囲内で、受託予定法人の提案額を上限とし、本市と協議の上で決定します。
- (2) 委託料に含まれる経費  
人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借上料等事業運営に要する全ての経費となります。ただし、本応募に係る経費は含みません。
- (3) 予算額  
業務委託契約の限度額  
7,965,000円（消費税額及び地方消費税額を含みます。）
- (4) 契約金額の変更  
研修回数の変更や受講者数の大幅な定員割れ等委託料の執行に大きく影響を及ぼす事実があった場合には、本市と協議の上、契約の変更を行う場合があります。

## 13 その他

- (1) 次に該当する提案は無効とします。
  - ア 本要項に示した参加資格を有しない法人等のした提案  
なお、参加資格があることを確認された法人等であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった法人等は、参加資格を有しない法人等に該当します。
  - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした法人等の提案
  - ウ 本要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
  - エ 見積金額が12(3)における契約上限金額を超える提案
  - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした法人等の提案
- (2) この企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とします。
- (3) 著作権は、提案者に帰属することとします。ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しません。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱い等については、応募書類に準じます。

- (7) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めません。
- (8) 提出された書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負うものとします。
- (9) 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (10) 複数の団体により構成されるコンソーシアム（共同事業体）で応募する場合は、すべての構成団体が4（1）から4（12）の要件を満たすことが必要です。その他「名古屋市小規模介護事業所・復職者支援研修事業コンソーシアム（共同事業体）取扱要領」を参照してください。
- (11) 契約内容の履行にあたり、本市が必要と認める場合は、双方協議の上、研修内容の変更を行う場合があります。